

つがる市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安定的な財源を確保することにより、利用者等のサービスの向上を図るために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市が所有する施設若しくは当該施設の一部又は市が実施する事業（以下「対象施設等」という。）に愛称を付す権利をいう。
- (2) 団体等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等により構成された組織をいう。
- (3) ネーミングライツ・パートナー 契約によりネーミングライツが付与される団体をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市がネーミングライツを団体等に付与し、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。

(事業の原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、対象施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法等により実施するとともに、当該対象施設等に公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業の推進における公平性を損なわないように行うものとする。

2 市長は、ネーミングライツ事業を導入した対象施設等については、愛称を積極的に使用するものとする。

(対象施設の選定)

第4条 対象施設等の選定は、市長が行う。この場合において、選定しようとする対象施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）であるときは、あらかじめ当該指定管理者と協議を行うものである。

(付与期間)

第5条 ネーミングライツの付与期間は、3年以上5年以下とし、更新を妨げないものとする。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定管理者による指定管理の期間を考慮し市長が別に定めることができる。

(募集方法)

第6条 市長は、ネーミングライツ事業の実施にあたっては、市ホームページ等

により広く募集を行うものとする。

- 2 対象施設の所管課は、募集方法、ネーミングライツ料の希望金額及び選定方法その他必要な事項について検討し、対象施設ごとに募集要項及び選定基準を作成する。ただし、作成にあたっては、屋外広告物主管課と協議するものとする。また、対象施設に指定管理者制度を導入している場合は、実施要綱の作成に当たり、指定管理者との協議を行い、必要に応じ、指定管理者との協定書等に必要事項を盛り込むなど疑義が生じないようにしておくこととする。
- 3 募集期間は、募集の周知と応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、募集開始から募集受付終了まで、原則として1か月以上の期間を設けるものとする。

(応募)

第7条 前条の募集に応募しようとする団体等（以下「応募団体等」という。）は、つがる市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体等の概要を記載した書類
 - (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - (3) 法人の登記事項証明書（ただし、法人の場合に限る。）
 - (4) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書（ただし、法人の場合に限る。）
 - (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (ネーミングライツ・パートナーの要件)

第8条 ネーミングライツ・パートナーになることができる団体等は、次の各号のいずれにも該当しない団体等とする。この場合において、団体等が法人等により構成された組織のときは、組織を構成する全ての法人等が次の各号のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加が認められていない団体等
- (2) 市税その他の租税を滞納している、又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない団体等
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続をしている団体等（更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者である団体

- (5) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 条）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- (6) 政治性又は宗教性のある事業を行う団体等
- (7) ネーミングライツ事業を実施する時点の施設の指定管理者の事業目的と競合する団体等（ただし、指定管理者制度導入施設である場合に限る。）
- (8) その他市長が適当でないと認める団体等
（使用できない愛称）

第 9 条 次の各号のいずれかに該当するものは、愛称に使用することができないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に掲げる営業に関するもの
 - (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (7) その他特定呼称として表示することが適当でないと市長が認めるもの
- 2 第 2 条第 3 号に規定するネーミングライツ・パートナーとなった団体等は、利用者の混乱を避けるため、必要に応じ、当分の間正式名称を併記する等の措置を講ずること。

（審査会）

第 10 条 市長は、第 7 条の規定により応募があったときは、応募団体等からの提案の審査及び評価を行い、ネーミングライツ・パートナーを選定するため、対象施設等に応じてつがる市ネーミングライツ審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の会長は副市長をもって充て、委員は総務部長、財政部長、民生部長、健康福祉部長、経済部長、建設部長及び屋外広告物主管課長をもって充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 会長及び委員の任期は、ネーミングライツ事業に係る契約の締結日までとする。
- 5 会長は、審査会が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。
- 6 審査会の庶務は、対象施設等を所管する課等において処理する。

（会議）

第 11 条 審査会の会議は、ネーミングライツ事業への応募があったとき、又は必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

6 一者のみの応募の場合も、審査会においてネーミングライツ・パートナーとしての適性について審査し判断する。

(決定及び通知)

第 12 条 市長は、審査会の審査結果に基づき、ネーミングライツ・パートナーを決定する。

2 市長は、前項の規定により応募団体等のネーミングライツ・パートナー採用の可否を決定したときは、つがる市ネーミングライツ・パートナー採用決定通知書(様式第2号)又はつがる市ネーミングライツ・パートナー不採用決定通知書(様式第3号)により、当該応募団体等に通知する。

(契約)

第 13 条 市長は、前条第1項の規定によりネーミングライツ・パートナーとなった団体等と契約を締結する。

(愛称の通知)

第 14 条 市長は、愛称をホームページへの掲載等により、広く周知するものとする。

(愛称変更の禁止)

第 15 条 愛称は、契約の期間内は変更することができない。ただし、市長が必要と認める場合は、その限りでない。

(費用の負担区分)

第 16 条 ネーミングライツ事業を実施する施設の案内看板(市が設置したものに限る。以下同じ。)の表示の変更に係る費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。ただし、新たに設置する施設の案内看板に係る費用の負担区分は、市と協議するものとする。

2 契約の期間満了又は取消しに伴い原状回復に必要となる費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、ネーミングライツ・パートナーとの協議により、費用の負担区分を変更することができる。

(ネーミングライツ料の納入)

第 17 条 ネーミングライツ・パートナーは、当該年度分に係るネーミングライツ料を市長が指定する期日までに一括で納入しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(契約解除の申出)

第 18 条 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ事業の継続が困難になったときは、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツ・パートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、つがる市ネーミングライツ事業契約解除申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(契約の取消し)

第 19 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ・パートナーが法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツ・パートナーの社会的又は経済的信用を著しく失墜させる事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ・パートナーから契約解除の申出があったとき。

(5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により契約を取り消したときは、つがる市ネーミングライツ事業契約取消決定通知書(様式第5号)により、ネーミングライツ・パートナーに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により契約を取り消した場合であっても第17条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は返還しないものとする。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責めに帰することができない理由による場合は、この限りでない。

(補則)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。